

重要文化財（建造物）所有者診断支援事業の実施要領

1. 目的

本実施要領は、木造の重要文化財（建造物）の耐震性能に関し、「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成 11 年 4 月）」に示した所有者診断が実施されるよう、支援することを目的とする。

2. 実施対象

当該都道府県に存在する木造の重要文化財（建造物）のうち、所有者又は管理団体（以下、所有者等とする。）の了承が得られたものとする。ただし、耐震対策が終了している重要文化財（建造物）を除く。

3. 調査員の選定及び業務契約

各都道府県が、建築士等の建築技術者のうち適切な者を文化庁に推薦し、文化庁は推薦された建築士等を調査員として選定し、派遣することとする。

なお、調査に係る経費（旅費を含む）は、文化庁が負担するものとし、調査員と文化庁との業務請負契約により、経費を支出する。重要文化財（建造物）一棟あたりの経費は、20,000円とする。

4. 実施方法

木造の重要文化財（建造物）について、文化庁が調査員を派遣し、調査員が所有者等の協力を得て所有者診断を実施するものとする。調査員は、業務仕様書を作成の上、所有者診断を実施し所有者診断書を作成する。

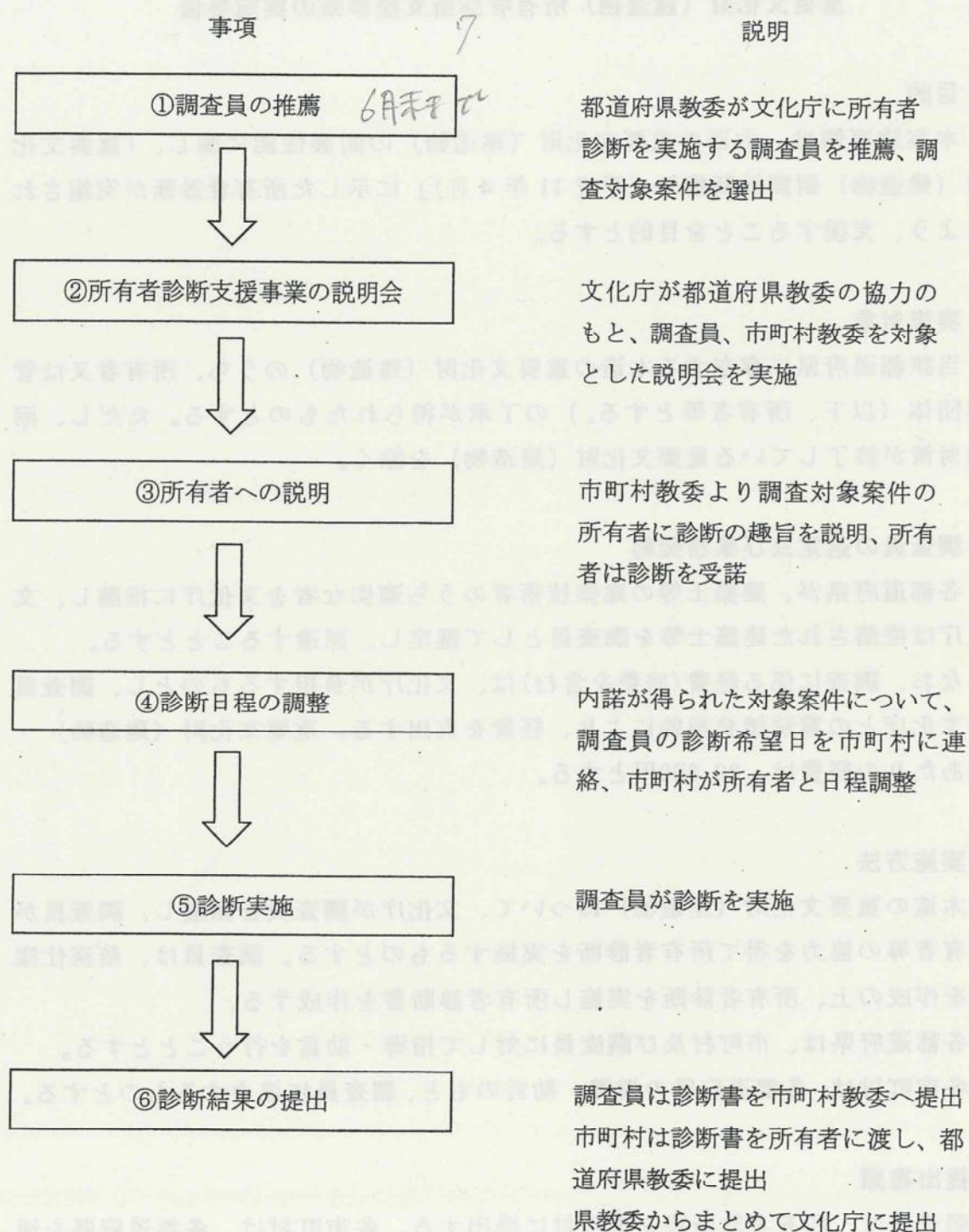
各都道府県は、市町村及び調査員に対して指導・助言を行うこととする。

各市町村は、各都道府県の指導・助言のもと、調査員に協力するものとする。

5. 提出書類

調査員は、所有者診断書を市町村に提出する。各市町村は、各都道府県を通じて文化庁に所有者診断書を提出することとする。

所有者診断支援事業の進め方（案）



		指 定	名 称	員数・地籍等	所 在 地
1	多治見市	国	永保寺開山堂 附宝篋印塔	1棟	多治見市虎溪山町1-40
2	多治見市	国	永保寺観音堂	1棟	多治見市虎溪山町1-40
3	高山市	国	安国寺経蔵	1棟	高山市国府町西門前474
4	山県市	国	白山神社拝殿	1棟	山県市東深瀬笹倉318
5	北方町	国	円鏡寺楼門	1棟	本巢郡北方町大門1345-1
6	大垣市	国	桑原家住宅	6棟 3,083.39m ²	大垣市上石津町一之瀬365
7	垂井町	国	南宮神社 附棟札3枚 附造営文書623冊	15棟 3基	不破郡垂井町宮代1734-1
8	垂井町	国	真禪院	1棟 1基	不破郡垂井町宮代2006
9	神戸町	国	日吉神社三重塔	1基	安八郡神戸町神戸1
10	大野町	国	牧村家住宅	1棟	揖斐郡大野町西方587-1
11	関市	国	日毫峯寺多宝塔	1基	関市下之保4560
12	関市	国	新長谷寺三重塔	1基	関市長谷寺町1
13	関市	国	新長谷寺本堂	1棟	関市長谷寺町1
14	関市	国	新長谷寺釈迦堂	1棟	関市長谷寺町1
15	関市	国	新長谷寺阿弥陀堂	1棟	関市長谷寺町1
16	関市	国	新長谷寺大師堂	1棟	関市長谷寺町1
17	関市	国	新長谷寺鎮守堂	1棟	関市長谷寺町1
18	関市	国	新長谷寺薬師堂	1棟	関市長谷寺町1
19	関市	国	新長谷寺客殿	1棟	関市長谷寺町1
20	美濃市	国	長蔵寺舍利塔及び須弥壇	1具	美濃市上野961
21	美濃市	国	鹿苑寺地藏堂	1棟	美濃市立花
22	美濃市	国	小坂家住宅	1棟	美濃市2267
23	美濃市	国	大矢田神社	2棟	美濃市大矢田2596
25	美濃加茂市	国	旧太田臨本陣林家住宅	5棟	美濃加茂市太田本町3-3-34
26	八百津町	国	明鏡寺観音堂	1棟	加茂郡八百津町伊岐津志1364
28	御嵩町	国	願興寺本堂	1棟	可児郡御嵩町御嵩1377-1
29	恵那市	国	武並神社本殿 附銘札棟札	1棟	恵那市大井町森1101
30	高山市	国	国分寺本堂	1棟	高山市総和町1-83
31	高山市	国	荒城神社本殿	1棟	高山市国府町宮地1405-1
32	高山市	国	照蓮寺本堂 附棟札	1棟	高山市堀端町8
33	高山市	国	阿多由太神社本殿	1棟	高山市国府町木曾垣内1023
34	高山市	国	古島家住宅	2棟	高山市大新町1-51
35	高山市	国	日下部家住宅	3棟	高山市大新町1-52
36	高山市	国	旧田中家住宅	1棟	高山市上岡本町1-590 飛騨民俗村
37	高山市	国	松本家住宅	3棟	高山市上川原町125

		指定	名 称	員数・地籍等	所 在 地
38	高山市	国	荒川家住宅 附棟札	2棟	高山市丹生川町大谷141
39	高山市	国	旧田口家住宅 附普請文書	1棟	高山市上岡本町1-590 飛騨民俗村
40	高山市	国	旧若山家住宅	1棟	高山市上岡本町1-590 飛騨民俗村
41	高山市	国	旧吉真家住宅	1棟	高山市上岡本町1-590 飛騨民俗村
42	高山市	国	熊野神社本殿	1棟	高山市国府町西門前521
43	飛騨市	国	薬師堂	1棟	飛騨市神岡町大字小萱
44	下呂市	国	久津八幡宮拝殿 附棟札	1棟 2枚	下呂市萩原町上呂2345-1
45	下呂市	国	久津八幡宮本殿 附棟札	1棟 8枚	下呂市萩原町上呂2345-1
46	下呂市	国	旧大戸家住宅	1棟	下呂市森2369
47	白川村	国	旧遠山家住宅	1棟	大野郡白川村御母衣125
48	白川村	国	和田家住宅	3棟	大野郡白川村荻町山越

重要文化財（建造物）所有者診断実施要領

本要領は「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年4月）に基づいて所有者診断を実施する際の具体的な方法を、「所有者診断書」（本要領の末尾に書式を掲載する）の作成の手順にしたがって示すものであり、「重要文化財（建造物）所有者診断実施要領について（通知）」（平成11年4月8日 11保建第27号 文化庁文化財保護部建造物課長通知）において示したものである。

本要領に示す計算式・数値等は、現時点での研究の成果に基づくものであり、今後の研究蓄積に基づいて逐次改訂される可能性がある。

1 建造物の名称等

(1) 名称

ア 官報告示の重要文化財（建造物）名称とする。

イ 活用に伴う施設名称等がある場合は（ ）内に併記する。

(2) 所在地

(3) 所有者等氏名

ア 地方公共団体及び法人の場合は、診断担当者の職名及び氏名を（ ）内に併記する。

イ 所有者等以外の者が診断を代行した場合は、所属及び氏名を（ ）内に併記する。

(4) 所有者等住所

2 項目別評価

以下に示す各事項の各項目について調査して該当する区分を求め、調査で得た評点（各項目の（ ）内の数値）、特記事項を記し、必要な略図の作成及び写真記録を行う。

(1.) 立地環境に係る事項

ア 地域区分

立地する地域における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他の地震の性状に応じて想定される地震被害の大きさに基づいて区分するものであり、建築基準法施行令第88条第1項及び当該条項に基づく昭和55年建設省告示第1793号第1に定める地方の区分にしたがって表1に定める区分に拠り、以下の①～④に区分する。

①Ⅳに該当する地域（15）

②Ⅲに該当する地域（10）

③Ⅱに該当する地域（5）

④Ⅰに該当する地域（0）

表1 地域区分

区分	地 域
I	区分Ⅱ～Ⅳ以外の地域
II	秋田県・山形県・新潟県・島根県・岡山県・広島県・愛媛県・高知県・宮崎県全県、 北海道のうち札幌市・函館市・小樽市・室蘭市・北見市・夕張市・岩見沢市・網走市・ 苫小牧市・美唄市・芦別市・江別市・赤平市・三笠市・千歳市・滝川市・砂川市・歌 志内市・深川市・富良野市・登別市・恵庭市・伊達市・札幌郡・石狩郡・厚田郡・浜 益郡・松前郡・上磯郡・亀田郡・茅部郡・山越郡・檜山郡・爾志郡・久遠郡・奥尻郡 ・瀬棚郡・島牧郡・寿都郡・磯谷郡・虻田郡・岩内郡・古宇郡・積丹郡・古平郡・余 市郡・空知郡・夕張郡・樺戸郡・雨竜郡・勇払郡・網走郡・斜里郡・常呂郡・有珠郡 ・白老郡、上川郡（上川支庁）のうち東神楽町・上川町・東川町・美瑛町、 青森県のうち青森市・弘前市・黒石市・五所川原市・むつ市・東津軽郡・西津軽郡・中 津軽郡・南津軽郡・北津軽郡・下北郡、 福島県のうち会津若松市・郡山市・白河市・須賀川市・喜多方市・岩瀬郡・南会津郡・ 北会津郡・耶麻郡・河沼郡・大沼郡・西白河郡、 富山県のうち魚津市・滑川市・黒部市・下新川郡、 石川県のうち輪島市・珠洲市・鳳至郡・珠洲郡、 鳥取県のうち米子市・倉吉市・境港市・東伯郡・西伯郡・日野郡、 徳島県のうち美馬郡・三好郡、

	香川県のうち高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・小豆郡・香川郡・綾歌郡・仲多度郡・三豊郡, 熊本県・大分県 (Ⅲに掲げる地域を除く),
Ⅲ	山口県・福岡県・佐賀県・長崎県全県, 北海道のうち旭川市・留萌市・稚内市・紋別市・士別市・名寄市・中川郡 (上川支庁) ・増毛郡・留萌郡・苫前郡・天塩郡・宗谷郡・枝幸郡・礼文郡・利尻郡・紋別郡, 熊本県のうち八代市・荒尾市・水俣市・玉名市・本渡市・山鹿市・牛深市・宇土市・飽託郡・宇土郡玉名郡・鹿本郡・芦北郡・天草郡, 大分県のうち中津市・日田市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・西国東郡・東国東郡・速見郡・下毛郡・宇佐郡, 鹿児島県 (名瀬市及び大島郡を除く),
Ⅳ	沖縄県全県

イ 災害歴

過去100年内の地震・出水・土砂崩れ等の災害の有無に基づいて、以下の①②に区分し、被災状況を特記する。

①無い (15)

②ある (5)

ウ 活断層

半径5km以内の活断層の有無について、当該地域を管轄する土木事務所等に備え置きの地質図により確認し、以下の①②に区分する。

①無い (15)

②ある・不詳 (5)

エ 地盤

地盤の強弱により想定される地震被害の大きさに基づいて区分するものとし、地質図により、洪積世以前の地盤により構成される地盤を①、腐植土、泥土等の軟弱な土質の沖積層により構成される地盤を③、その他を②とする。

①良い (20)

②やや悪い (10)

③非常に悪い (0)

オ 造成状況

敷地の造成状況により想定される地震被害の大きさに基づいて以下に区分する。

①切土地・未造成地 (20)

②盛土地・不詳 (10)

③埋立地(河川・沼・池) (0)

カ 周辺地形

当該建造物に隣接する地域の地形により想定される地震被害の大きさに基づいて、以下に区分する。

①おおむね平地 (15)

②池沼に隣接 (10)

③急傾斜地に隣接 (5)

(2) 構造特性に係る事項

A 規模・形状に係る事項

ア 延べ面積

当該建築物が被災した場合には、建築規模に応じて被害が大きくなることが予想されることから、規模を示す指標として延べ床面積を取り上げて区分する。各階の床面積（「床面積」は、外周の壁・柱で囲まれた範囲の面積とする。以下同じ）の計を算定して、以下の①～④に区分する。二重仏堂・二重門等の上重については床の有無に関わらず床面積に算入するものとする。

- ① 100 m²未満 (25)
- ② 100 m²以上 250 m²未満 (20)
- ③ 250 m²以上 500 m²未満 (10)
- ④ 500 m²以上 (5)

イ 軒高

当該建築物が被災した場合には、建築物の高さに応じて被害が大きくなることが予想されることから、建築物の高さを示す指標として調査が容易な軒の高さにより区分する。塔屋を除く最上階の軒高（「軒高」は、一階の柱底からの高さとする。以下同じ）により以下の①～④に区分し、階数・塔屋の有無を特記する。

- ① 3 m未満 (25)
- ② 3 m以上, 6 m未満 (20)
- ③ 6 m以上, 9 m未満 (10)
- ④ 9 m以上 (5)

ウ 軒高の短辺長に対する比

建築物の安定性を示す指標のひとつとして、前項で求めた軒高の、一階の短辺（間口または奥行の長さのいずれか短いもの）の長さに対する比を求めて、以下の①～④に区分する。

- ① 0.5 未満 (25)
- ② 0.5 以上, 1 未満 (20)
- ③ 1 以上, 2 未満 (10)
- ④ 2 以上 (5)

エ 建物の形状

建築物の安定性を示す指標のひとつとして、建築物の平面及び立面の形状について、図1に準拠して整形か不整形か判断して、以下の①～③に区分する。

- ① 平面・立面とも整形 (25)
- ② 平面が不整形 (15)
- ③ 立面が不整形 (5)

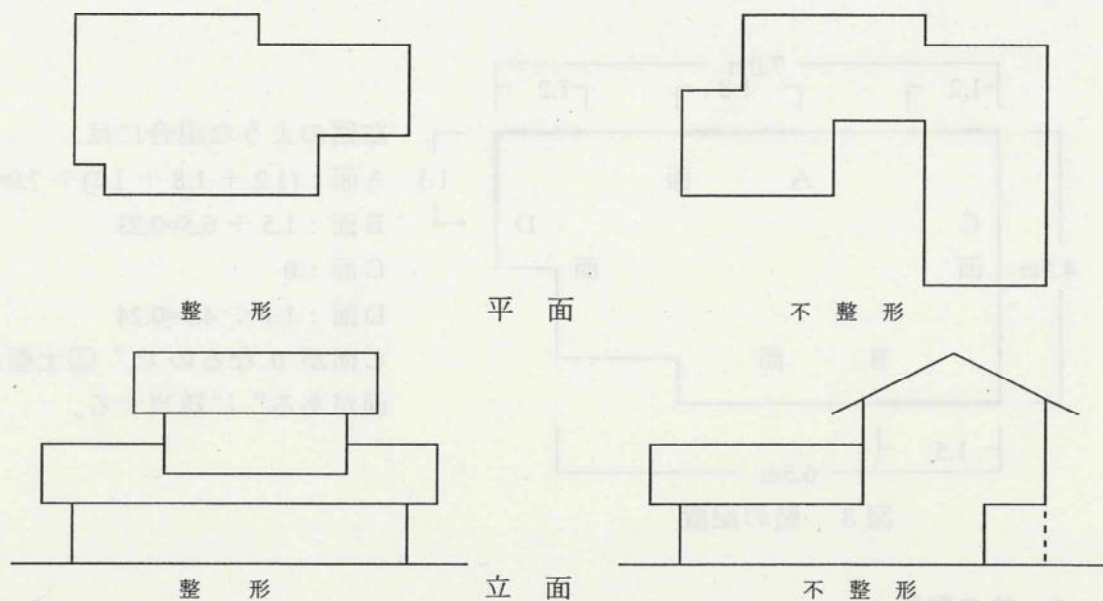


図1 建造物の形状

B軸部構造に係る事項

ア 土壁の配置

1) 建築物の耐震要素として重要な土壁の配置を、略平面図に示す(図2参照)。

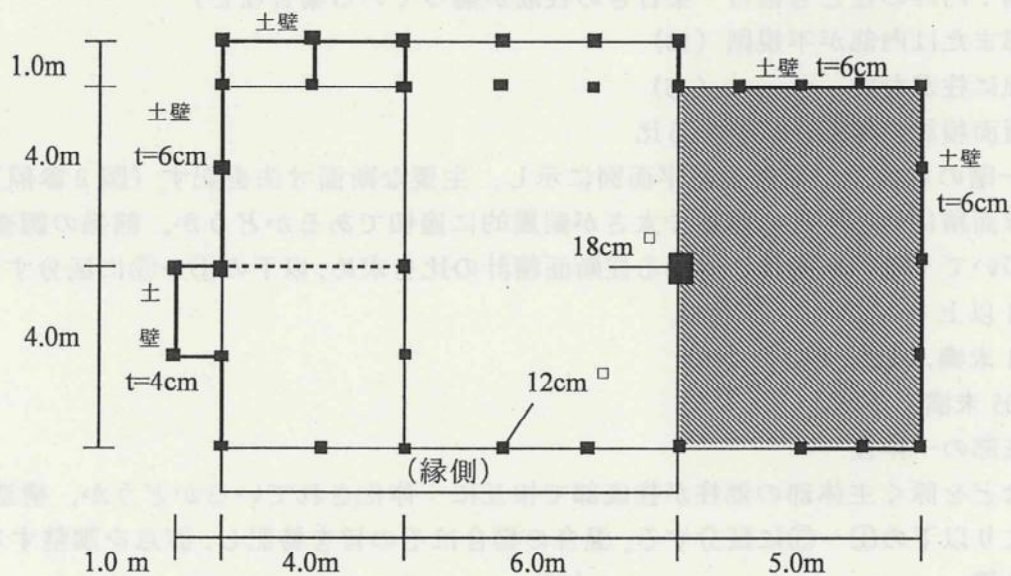


図2 壁及び柱の略配置図 (t : 壁厚)

2) 外壁に関して、各面の外壁長さに対する内法全面を土壁とする壁の長さの比を求め(図3参照)、以下の①～④に区分する。

- ①四面とも土壁長が 1/5 以上 (20)
- ②土壁長が 1/5 未満の面がある (10)
- ③外壁に土壁がない面がある (5)
- ④外壁に土壁がない (0)

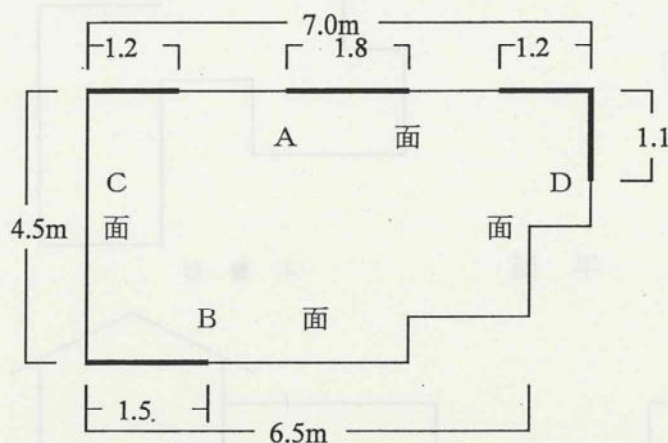


図3 壁の配置

左図のような場合には、

A面： $(1.2 + 1.8 + 1.2) \div 7.0 = 0.60$

B面： $1.5 \div 6.5 = 0.23$

C面：0

D面： $1.1 \div 4.5 = 0.24$

C面が0なので、”③土壁がない面がある”に該当する。

イ 柱の配置

- 1) 柱の配置を前掲の略平面図に併せて示す（図2参照）。
- 2) 内外の柱がバランス良く配置されているかどうか、以下の①～③に区分する。

①内外とも規則正しい (15)

（例：内外の柱とも桁行・梁行きの柱筋が揃っている場合など）

②外部または内部が不規則 (10)

③内部に柱がない (5)

ウ 柱断面積計の床面積に対する比

- 1) 一階の本柱及び間柱を略平面図に示し、主要な断面寸法を記す（図2参照）。
- 2) 床面積に対して柱の本数や太さが耐震的に適切であるかどうか、前掲の調査に基づいて一階の床面積に対する柱断面積計の比を求め、以下の①～③に区分する。

① 0.01 以上 (15)

② 0.01 未満, 0.005 以上 (10)

③ 0.005 未満, 不詳 (5)

エ 柱底部の一体性

庇などを除く主体部の側柱が柱底部で相互に一体化されているかどうか、構造形式により以下の①～③に区分する。混合の場合はその旨を特記し、評点を調整する。

①土台建 (15)

②礎石建で地長押等により柱を連結 (10)

③礎石建で各柱が独立 (5)

オ 柱脚部の一体性

庇などを除く主体部の側柱が床面位置（床のない場合はこれに相当する位置）で相互に一体化されているかどうか、構造形式により、以下の①～③に区分する。混合の場合はその旨を特記し、評点を調整する。

①貫及び長押を使用 (10)

②貫または長押のいずれかを使用 (5)

③貫・長押を使用しない (0)

カ 天井

水平方向の変形が生じにくいかな否か、主要室の天井の形式により、以下の①～③に区分する。混合の場合はその旨を特記し、評点を調整する。

①大引・根太・組入天井 (15)

②棹縁・格・鏡天井 (10)

③竹木舞・漆喰・天井なし (5)

キ 礎石の大きさ

建物が移動した際に柱が礎石から脱落する恐れがないか、主要な柱の礎石の大きさにより、以下の①～③に区分する。

①柱周囲に柱径の2分の1以上の余裕がある (10)

②柱周囲に柱径の3分の1以上の余裕がある (5)

③柱周囲にほとんど余裕がない (0)

C 屋根構造に係る事項

ア 小屋組

水平方向の変形が生じにくいかな否か、主要部の小屋組の形式により、以下の①～③に区分する。虹梁叉首組構造は①に区分する。なお、組積造煙突の有る場合はその旨を特記する。

①洋小屋 (25)

②和小屋 (20)

③叉首組・垂木構造 (10)

イ 屋根野地

水平方向の変形が生じにくいかな否か、野地の形式により以下の①～③に区分する。

①板張、屋中竹下地 (25)

②板木舞 (10)

③竹木舞・不明 (0)

ウ 屋根葺材

屋根重量の観点から、主要部の屋根葺材により以下の①～④に区分する。

①金属板葺・板葺 (25)

②檜皮葺・こけら葺・棧瓦葺 (葺土なし) (20)

③棧瓦葺 (葺土あり)・茅葺 (15)

④本瓦葺 (5)

エ 軒面積の床面積に対する比

軸部に対する屋根の重量やバランスを示す指標として、最上階に関して床面積に対する軒面積の比を求め、以下の①～③に区分する。軒の範囲は庇等を除く主体構造部を対象とする。

① 1.2 未満 (25)

② 1.2 以上, 1.4 未満 (15)

③ 1.4 以上 (5)

(3) 破損等の状況 (構造的な健全性) に係る事項

ア 不同沈下

不同沈下の状況について、目視等により以下の①～③に区分し、沈下の状況について特記する。

- ①なし (25)
- ②有り (15)
- ③著しい (5)

イ 主要構造材の腐朽・虫害

1) 柱、梁、桁等の主要構造材の腐朽及び虫害の状況を調査し、以下の①～③に区分する。

- ①健全 (25)
- ②一部被害 (15)
- ③過半被害 (0)

2) ②③の場合は腐朽及び虫害部位を特記し、被害状況を示す写真を添付する。

ウ 主要構造材の変形

1) 柱、梁、桁等の主要構造材の変形について目視による調査を行い、以下の①～

③に区分する。柱長に対する水平変位の大きさが概ね60分の1以上のもの、柱梁等の垂下が著しいもの、主要構造材が折損しているものは③とする。

- ①健全 (25)
- ②変形がある (15)
- ③変形が著しい (5)

2) ②③の場合は変形部位を特記し、変形状況を示す写真を添付する。

3) 木造の構造体の内部に煉瓦造の煙突が含まれる場合や、主要構造材の組手部分に欠陥が見られる場合、その他の部分的な構造欠陥がある場合はその旨を特記する。

エ 根本修理歴

建物の健全性を示す指標として、根本修理竣工後の経過年数により、以下の①～③に区分する。なお、根本修理とは、主要な部材の解体又は半解体修理などを指し、屋根葺替等の部分的な修理は含まない。また、現在修理を要するか否かは問わないものとする。修理の際に耐震補強を実施している場合は、その内容を特記する。

- ①根本修理後100年未満 (25)
- ②根本修理後100年以上、200年未満 (15)
- ③根本修理後200年以上 (5)

3 判定

(1) 各事項毎に前掲2の()内に示す各項目の評点の和を求め、以下の標準区分を参考にして判定する。

なお、評点は耐震性能上の弱点や改善すべき事項を知るための目安として暫定的に示す数値であり、当該建造物の個別性に留意して総合的に判断する必要がある。

ア 重要文化財(建造物)が構造的に健全である。(各事項とも評点の和が概ね60点以上の場合を目安とする)。

イ 重要文化財(建造物)本来の構造的な健全性を回復するための措置(簡単な応急的補強を含む)、または管理・活用方法の改善措置を行う必要がある(保存状況に

係る事項が概ね 60 点未満の場合を目安とする)。

ウ 重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む）、または使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに基礎診断を実施する必要がある（構造特性に係る事項の内いずれか 1 以上の事項が 60 点未満の場合を目安とする）。

4 管理・活用方法の把握

(1) 管理・活用の現状

ア 管理体制

管理者の常駐の有無、緊急時の連絡等管理の体制について記す。

イ 維持管理

定期的な点検の有無、点検項目等、維持管理の現状について記す。

ウ 防火管理

当該建築物の燃焼特性（植物性屋根の有無等）、火気の使用状況、可燃物の保管方法、初期消火設備の整備状況（自己完結型、水道直結型等の設備の有無とその内容）、池・貯水槽等の消防用水利の有無、消火体制等について記す。

エ 安全管理

活用内容（用途、入場者概数、滞留時間、使用頻度、保護すべき文化財等の財産を存置する場合はその内容等）、避難の容易性及び安全性確保に係る措置（入場制限・危険性明示等）について記す。

屋内財産の保全（損壊から保護すべき重要な財産を存置する場合は、財産の概要と保管状況）等に係る事項について記す。

オ 環境保全等

山林等の空地の有無、人家等の密集状況、隣接建造物等の有無、参観者等の周囲への接近状況等について記す。

(2) 改善措置

前掲（1）の現状に基づき、当面可能な改善措置について記す。

5 添付資料

所有者診断書に以下の資料を添付するものとする。

(1) 指定文化財の位置を記入した現況の地質図

(2) 壁及び柱の配置を示す略平面図（図 2 参照）

(3) 主要構造材の腐朽・虫害及び変形状況を示す写真

(書式)

所有者診断書

平成 年 月 日

1 建造物の名称等

名 称	所在地
所有者等氏名	所有者等住所

2 項目別評価（該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める）

診 断 項 目	評 点	特 記 事 項
(1) 土地に係る事項		
ア 地域区分		
1) IVに該当する地域	15	
2) IIIに該当する地域	10	
3) IIに該当する地域	5	
4) Iに該当する地域	0	
イ 災害歴		被災状況を記入
1) 無い	15	
2) 有る	5	
ウ 活断層		
1) 無い	15	
2) 有る・不詳	5	
エ 地盤		
1) 良い	20	
2) やや悪い	10	
3) 非常に悪い	0	
オ 造成状況		
1) 切土地・未造成地	20	
2) 盛土地・不詳	10	
3) 埋立地（河川・沼・池）	0	
カ 周辺地形		
1) おおむね平地	15	
2) 池沼に隣接	10	
3) 急傾斜地に隣接	5	
計	【 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積	【 m ² 】	
1) 100 m ² 未満	25	
2) 100 m ² 以上 250 m ² 未満	20	
3) 250 m ² 以上 500 m ² 未満	10	
4) 500 m ² 以上	5	
イ 軒高	【 m】	
1) 3 m未満	25	
2) 3 m以上, 6 m未満	20	

3) 6 m 以上, 9 m 未満	10	
4) 9 m 以上	5	
ウ 軒高/短辺長 【 m/ m 】		
1) 0.5 未満	25	
2) 0.5 以上, 1 未満	20	
3) 1 以上 2 未満	10	
4) 2 以上	5	
エ 建物の形状		
1) 平面・立面とも整形	25	
2) 平面不整形	15	
3) 立面不整形	5	
計 【 】		
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		略平面図に壁配置記入
1) 四面とも土壁長が 1/5 以上	20	
2) 土壁長が 1/5 未満の面がある	10	
3) 外壁に土壁がない面がある	5	
4) 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		略平面図に柱配置記入
1) 内外とも規則正しい	15	
2) 外部または内部が不規則	10	
3) 内部に柱がない	5	
ウ 柱断面積計/床面積 【 m ² / m ² 】		上記図面に主要柱断面寸法記入
1) 0.01 以上	15	
2) 0.01 未満, 0.005 以上	10	
3) 0.005 未満, 不詳	5	
エ 柱底部の一体性		
1) 土台建	15	
2) 礎石建で地長押等により柱を連結	10	
3) 礎石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一体性		
1) 貫及び長押を使用	10	
2) 貫または長押のいずれかを使用	5	
3) 貫・長押を使用しない	0	
カ 天井		
1) 大引・根太・組入天井	15	
2) 棹縁・格・鏡天井	10	
3) 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 礎石の大きさ		
1) 柱周囲に柱径の 1/2 以上の余裕がある	10	
2) 柱周囲に柱径の 1/3 以上の余裕がある	5	
3) 柱周囲にほとんど余裕がない	0	
計 【 】		
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
1) 洋小屋	25	
2) 和小屋	20	
3) 叉首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
1) 板張, 屋中竹下地	25	
2) 板木舞	10	

3) 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材	【 葺】	
1) 金属板葺・板葺	25	
2) 檜皮葺・こけら葺・桟瓦葺(葺土なし)	20	
3) 桟瓦葺(葺土あり)・茅葺	15	
4) 本瓦葺	5	
エ 軒面積/床面積	【 m ² / m ² 】	
1) 1.2 未満	25	
2) 1.2 以上, 1.4 未満	15	
3) 1.4 以上	5	
計	【 】	

(3) 破損等の状況(構造的な健全性)に係る事項		
ア 不同沈下		沈下状況
1) なし	25	
2) 有り	15	
3) 著しい	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害		被害部位
1) 健全	25	
2) 一部被害	15	
3) 過半被害	0	
ウ 主要構造材の変形		変形部位, 構造欠陥部位
1) 健全	25	
2) 変形がある	15	
3) 変形が著しい	5	
エ 根本修理歴	【根本修理: 年度】	既存補強内容
1) 根本修理後 100 年未満	25	
2) 根本修理後 100 年以上, 200 年未満	15	
3) 根本修理後 200 年以上	5	
計	【 】	

3 判定

--

4 管理・活用方法の把握

(1) 管理・活用の現状 () の該当するものを○で囲み【 】に記入する

A 管理体制	
ア 常駐管理者	(有り, 無し)
イ 定期的見回り	(有り, 無し)
ウ 連絡体制の整備	(有り, 無し)
B 維持管理	
ア 定期点検の有無	(有り, 無し)
C 防火管理	
ア 植物性屋根の有無	(有り, 無し)【 葺】

イ	屋内火気使用の有無	(有り, 無し)
ウ	可燃物保管状況	(有り, 無し)
エ	初期消火設備	(自立型, 水道直結型, 無し)
オ	消防用水利	(有り, 無し)
D安全管理		
ア	用途	(居住, 収納, 業務用, 公開, 公共施設, その他)【 】
イ	内部立ち入り状況	(常時, 時々, 無し)(昼夜とも, 昼間のみ)
ウ	年間延べ入場者概数	【 】千人
エ	使用方法	(滞留型, 通過型)
オ	屋外待避	(容易, 困難)
カ	入場制限	(全面, 一部, 無し)
キ	危険性明示	(有り, 無し)
E環境保全等		
ア	山林等の空地の有無	(周囲100m以内) (有り, 無し)
イ	人家等密集状況	(周囲100m以内) (密集, 有り, 無し)
ウ	隣接建造物等の有無	(周囲20m以内) (有り, 無し)
エ	周囲への接近度	(軒高と等距離以内) (多数, 少数, 無し)
オ	屋内重要財産の有無	(文化財有り, その他有り, 無し)
(2) 改善措置		
A管理体制		
B維持管理		
C防火管理		
D安全管理		
E環境保全等		

番号	市町村	国宝 重文	文化財（建造物）名	棟名	診断 有無	希望 有無	平面	立面	断面	実施	
1	多治見市	国宝	永保寺	開山堂 附宝篋印塔	1					0	
2	多治見市	国宝	永保寺	観音堂	1					0	
3	高山市	国宝	安国寺	経蔵	0	1	1	1	1	1	
4	山県市	重文	白山神社	拝殿	0	1	1	1	1	1	
5	北方町	重文	円鏡寺	楼門	0	1	1	1	1	1	
6	大垣市	重文	桑原家住宅	主屋	0	1	1	1	1	1	
7	大垣市	重文	桑原家住宅	米倉	0	1	1	1	1	1	
8	大垣市	重文	桑原家住宅	西倉	0	1	1	1	1	1	
9	大垣市	重文	桑原家住宅	北倉	0	1	1	1	1	1	
10	大垣市	重文	桑原家住宅	表門	0	1	1	1	1	1	
11	大垣市	重文	桑原家住宅	南土蔵	0	1	0	0	0	2	図面について再確認
12	垂井町	重文	南宮神社	本殿	0	1	1	1	1	1	
13	垂井町	重文	南宮神社	幣殿	0	1	1	1	1	1	
14	垂井町	重文	南宮神社	拝殿	0	1	1	1	1	1	
15	垂井町	重文	南宮神社	摂社樹下神社本殿	0	1	1	1	1	1	
16	垂井町	重文	南宮神社	摂社高山神社本殿	0	1	1	1	1	1	
17	垂井町	重文	南宮神社	摂社隼人神社本殿	0	1	1	1	1	1	
18	垂井町	重文	南宮神社	摂社南大神神社本殿	0	1	1	1	1	1	
19	垂井町	重文	南宮神社	摂社七王子神社本殿	0	1	1	1	1	1	
20	垂井町	重文	南宮神社	回廊（北）	0	1	1	1	1	1	
21	垂井町	重文	南宮神社	回廊（南）	0	1	1	1	1	1	
22	垂井町	重文	南宮神社	勅使殿	0	1	1	1	1	1	
23	垂井町	重文	南宮神社	高舞殿	0	1	1	1	1	1	
24	垂井町	重文	南宮神社	楼門	0	1	1	1	1	1	
25	垂井町	重文	南宮神社	神輿舎	0	1	1	1	1	1	
26	垂井町	重文	南宮神社	神官廊	0	1	1	1	1	1	
27	垂井町	重文	真禅院	本地堂	0	1	0	0	0	2	図面について再確認
28	垂井町	重文	真禅院	三重塔	0	1	1	1	1	1	
29	神戸町	重文	日古神社	三重塔	0	0	1	1	1	2	実施について再度説明
30	大野町	重文	牧村家住宅		0	1	1	1	1	1	
31	関市	重文	日竜寺	多宝塔	0	1	1	1	1	1	
32	関市	重文	新長谷寺	三重塔	0	1	1	1	1	1	
33	関市	重文	新長谷寺	本堂	0	1	1	1	1	1	
34	関市	重文	新長谷寺	釈迦堂	0	1	1	1	1	1	
35	関市	重文	新長谷寺	阿弥陀堂	0	1	1	1	1	1	
36	関市	重文	新長谷寺	大師堂	0	1	1	1	1	1	
37	関市	重文	新長谷寺	鎮守堂	0	1	1	1	1	1	
38	関市	重文	新長谷寺	薬師堂	0	1	1	1	1	1	
39	関市	重文	新長谷寺	客殿	0	1	1	1	1	1	
40	美濃市	重文	長蔵寺	舍利塔及び須弥壇	0	1	0	0	0	0	診断不要か
41	美濃市	重文	鹿苑寺	地蔵堂	0	1	1	1	0	1	断面図なし、実施可能か
42	美濃市	重文	小坂家住宅		0	1	1	1	1	1	
43	美濃市	重文	大矢田神社	本殿	0	1	1	0	0	2	図面について再確認
44	美濃市	重文	大矢田神社	拝殿	0	1	1	0	0	2	図面について再確認
45	美濃加茂市	重文	旧太田脇本陣林家住宅	主屋	0	1	1	1	1	1	
46	美濃加茂市	重文	旧太田脇本陣林家住宅	質倉	0	1	1	1	1	1	
47	美濃加茂市	重文	旧太田脇本陣林家住宅	借物倉	0	1	1	1	1	1	
48	美濃加茂市	重文	旧太田脇本陣林家住宅	表門	0	1	1	1	1	1	
49	美濃加茂市	重文	旧太田脇本陣林家住宅	隠居家	0	1	1	1	1	1	
50	八百津町	重文	明鏡寺	観音堂	0	0	1	1	1	1	実施について再度説明
51	御嵩町	重文	願興寺	本堂	0	1	0	0	0	2	図面について再確認

※実施欄 "0" は実施せず、"1" は実施予定、"2" 検討中。

番号	市町村	国宝 重文	文化財（建造物）名	棟名	診断 有無	希望 有無	平面	立面	断面	実施	
52	恵那市	重文	武並神社	本殿 附銘札棟札	1					0	
53	高山市	重文	国分寺	本堂	0	1	1	1	1	1	
54	高山市	重文	荒城神社	本殿	0	1	1	1	1	1	
55	高山市	重文	照蓮寺	本堂 附棟札	0	1	1	1	1	1	
56	高山市	重文	阿多由太神社	本殿	0	1	1	1	1	1	
57	高山市	重文	吉島家住宅	主屋	0	1	1	1	1	1	
58	高山市	重文	吉島家住宅	文庫倉	0	1	1	0	0	2	架構略図あり、実施可能か
59	高山市	重文	日下部家住宅	主屋	0	1	1	1	0	2	架構略図あり、実施可能か
60	高山市	重文	日下部家住宅	文庫倉	0	1	0	0	0	2	図面について再確認
61	高山市	重文	日下部家住宅	新倉	0	1	0	0	0	2	図面について再確認
62	高山市	重文	旧田中家住宅		0	1	1	1	1	1	
63	高山市	重文	松本家住宅	主屋	0	1	1	1	1	1	
64	高山市	重文	松本家住宅	米蔵	0	1	1	0	0	2	図面について再確認
65	高山市	重文	松本家住宅	漬物蔵	0	1	1	0	0	2	図面について再確認
66	高山市	重文	荒川家住宅 附棟札	主屋	0	1	1	1	1	1	
67	高山市	重文	荒川家住宅 附棟札	土蔵	0	1	1	1	1	1	
68	高山市	重文	旧田口家住宅 附普請文書		0	1	1	1	1	1	
69	高山市	重文	旧若山家住宅		0	1	1	1	1	1	
70	高山市	重文	旧吉真家住宅		0	1	1	1	1	1	
71	高山市	重文	熊野神社本殿		0	1	1	1	1	1	
72	飛騨市	重文	薬師堂		0	1	1	1	1	1	神岡町
73	下呂市	重文	久津八幡宮	拝殿 附棟札	0	1	1	1	1	1	
74	下呂市	重文	久津八幡宮	本殿 附棟札	0	1	1	1	1	1	
75	下呂市	重文	旧大戸家住宅		0	1	1	1	1	1	
76	白川村	重文	旧遠山家住宅		0	1	1	1	1	1	
77	白川村	重文	和田家住宅	主屋	0	1	1	1	1	1	
78	白川村	重文	和田家住宅	土蔵	0	1	1	1	1	1	
79	白川村	重文	和田家住宅	便所	0	1	1	1	1	1	
					3	74	70	65	63	63	

23+1

集計
=24

<白川 保存財団>

国指定重要文化財（建造物）

